

**(3)③医療機関リスト更新要領の修正について****審議事項**

「医療機関リスト更新要領」を次のように修正してよいか

**○ 医療機関リスト更新要領（案）**

- 1) 大阪府堺市保健医療協議会にて定期更新
- 2) 定期更新以外の手続き
  - ①医療機関からの新規登録、削除及び診療内容等の変更の申し出  
(理由)
    - ・迅速に対応する必要がある場合
    - ・開催日程の都合等、やむを得ない事情により、大阪府堺市保健医療協議会の承認手続きが取れない場合
  - ②救急医療体制調整部会長の確認・承認をもって更新
  - ③救急医療体制調整部会長は、承認後の直近で開催される大阪府堺市保健医療協議会や救急医療体制調整部会へ、承認内容を報告
  - ④大阪府堺市保健医療協議会にて報告内容の承認を得る

**修正前**

- 1) 大阪府堺市保健医療協議会にて定期更新
- 2) 定期更新以外の手続き
  - ①登載医療機関からの診療内容の変更等の申し出  
(理由)
    - ・迅速に対応する必要がある場合
    - ・開催日程の都合等、やむを得ない事情により、大阪府堺市保健医療協議会の承認手続きが取れない場合
  - ②救急医療体制調整部会長の確認・承認をもって更新
  - ③救急医療体制調整部会長は、承認後の直近で開催される大阪府堺市保健医療協議会や救急医療体制調整部会へ、承認内容を報告
  - ④大阪府堺市保健医療協議会にて報告内容の承認を得る